

サークルの新設について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年9月10日）

数人で集い京大の名を冠する同好会を結成した場合、それは勿論全学公認団体とは程遠いサークルに当たるわけですが、京都大学学内団体規定に従って総長の承認を受ける必要はありますか。また他大学の学生は上規則第2条の「特定の本学関係者」に該当しますか。加えて上規則に則り総長の承認を得ることは、現在コロナ禍において各学生団体に出されている課外活動制限その他の大学側が制定する規則を遵守する義務を孕むか、合わせてご返答下さい。

【回答】（回答日：2020年9月24日）

（回答者：教育推進・学生支援部厚生課）

全学公認団体となることを希望しないのであれば、京都大学学内団体規程上の総長の承認を受ける必要はありません。

また、他大学の学生が同規程第2条の「特定の本学関係者」に該当するかについては、一概にはお答えできません。

さらに、課外活動制限に係る自粛要請等については、新型コロナウイルス感染拡大の防止のための本学学生に対する安全配慮及び本学としての社会的責任の観点から、厚生補導として行うものですので、同規程上の総長の承認の有無に関わらず、遵守いただくようお願いします。